

第33号議案

足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年2月22日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年足立区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の職の見直しに伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。